

越谷保育専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第8条に規定する幼稚園教諭及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士を養成することを目的とする。

(目的達成の評価と公表)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を公表する。

2 評価及び結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(研修及び研究)

第1条の3 本校では、教職員の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 研修及び研究に関し必要な事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本校は、越谷保育専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県越谷市東越谷3丁目10番2に位置する。

(課程、学科、収容定員、総学級数及び修業年限等)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、総学級数及び修業年限等は次のとおりとする。

課程	学科	昼夜の別	総定員	入学定員	総学級数	修業年限	始業及び終業時刻
教育・社会福祉専門課程	幼稚園教諭保育士養成学科	昼	160	80	4	2	午前9時00分から 午後4時20分まで

2 幼稚園教諭保育士養成学科の生徒は4年を超えて在学することはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

 前期 4月1日から9月30日まで

 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、前期及び後期の開始日を変更することができる。

(年間の授業期間及び休業日)

第6条 年間の授業期間は35週にわたることを原則とする。

2 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休業 7月20日から8月31日まで

(5) 冬期休業 12月20日から翌年1月7日まで

(6) 埼玉県民の日（11月14日）

3 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、休業日に授業若しくは実習を行い、前項第4号及び第5号の休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、別表（1）のとおりとする。

(履修方法)

第8条 幼稚園教諭保育士養成学科にあっては2年以上在学し、次の各号に規定する科目を別表（1）により履修しなければならない。

(1) 教養科目については9単位以上とする。

(2) 専門教育科目については73単位以上とする。

(単位の計算)

第9条 前条に規定する授業科目に対する単位数は、45時間の学修を必要とする内容の授業科目1単位とすることを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育相談の理論及び方法、英語コミュニケーション及び情報機器の操作に

については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、保育実習ⅠA、保育実習ⅠB及び保育実習Ⅱについては、40時間の授業をもって1単位とする。

(授業時間)

第10条 第7条に規定する単位に相当する授業時数は学年、学期、週に按配して校長が時間割を定める。

(既修得単位の認定)

第11条 生徒が大学、短期大学及び専修学校において履修した科目について修得した単位を、本校の授業科目を履修したとみなすことができる。

- 2 前項に定める授業科目を履修したとみなす授業時数は、本校の課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。
3 その他既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第3章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第12条 学則に定める授業科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

- 2 学習の評価は、S、A、B、C、Dの5段階に分け、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。
3 定期試験等に関する事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第13条 課程修了の認定は第8条に規定する履修方法により単位を修得した者について教職員会議の議を経て校長が行う。

(卒業)

第14条 幼稚園教諭保育士養成学科にあっては2年以上在学し、前条の規定により課程修了の認定を受けた者には卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第14条の2 第13条及び第14条の規定により、幼稚園教諭保育士養成学科修了した者には、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

(資格等)

第15条 本校において幼稚園教諭の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則による所定の単位を、又保育士の資格証明書を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則による所定の単位を修得しなければならない。

2 本校の各学科において取得できる資格は次のとおりである。

課程	学 科	取得できる免許状の種類・資格
教育・社会福祉専門課程	幼稚園教諭保育士養成学科	幼稚園教諭二種免許状及び 保育士資格証明書

第4章 教職員組織及び教職員会議・各種委員会

(教職員組織)

第16条 本校に次の教職員を置く。

課程 種別	教育・社会福祉専門課程
校 長	1
学 科 長	1 以上
専 任 教 員	8 以上
兼 任 教 員	8 以上
学 校 医	1 以上
事 務 職 員	2 以上

- 2 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 学科長は校長及び副校長を補佐する。
- 4 学科長は教員が兼任することができる。
- 5 教員は生徒の教育をつかさどり、校務を分掌する。
- 6 学校医は教職員及び生徒の健康診断並びにその健康管理にあたる。
- 7 事務職員は校長の命を受けて事務を処理する。

第16条の2 本校に副校長及び助手を置くことができる。

(教職員会議・各種委員会)

第17条 本校には校務の円滑な運営を図るために教職員会議を置く。

- 2 教職員会議は、校長、教員及び事務職員をもって構成する。
- 3 教職員会議は、校長が招集し、校務に関する校長の諮問その他重要な事項について協議する。

第17条の2 本校には校長が諮問する事項を審議し答申するため、各種委員会を置く。

- 2 各種委員会は、校長が指名する教職員をもって構成する。なお、校長は、必要に応じて、企業等の関係者を委員として委嘱することができる。
- 3 各種委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第19条 本校に入学を願い出ることのできる者は次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(入学志願の手続)

第20条 入学を願い出る者は、本校所定の入学願書に次の各号の書類及び入学選考料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 高等学校又は専修学校高等課程の調査書（ただし、既卒業者で調査書の発行が不可能な者は、高等学校又は専修学校高等課程の卒業証明書及び単位修得証明書等をもって換えることができる。）
- (2) 卒業（見込）証明書（大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業又は卒業見込みの者に限る。）
- (3) 成績証明書（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業程度認定試験合格の者に限る。）
- (4) 合格証明書（高等学校卒業程度認定試験合格の者に限る。）

(5) 推薦書（推薦選抜及び指定校推薦選抜の者に限る。）

(入学試験の合否)

第21条 入学試験の合否は前条の入学を願い出した者につき、学力、人物等について選考の上、決定する。

(入学手続)

第22条 入学試験で合格決定された者は、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(転 学)

第22条の2 本校においての転学は認めない。

(退 学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(休 学)

第24条 病気その他の理由で1ヶ月以上修学することができない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合はその理由を記して保証人連署の上、校長に休学を願い出て許可を受けなければならぬ。この場合2年を超えてはいけない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

(復 学)

第25条 休学の期間中休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第26条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるときは、その他必要があると認めるときはその生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(再入学)

第27条 正当な理由で退学した者及び除籍者が再入学を希望したときは、選考のうえ許可することがある。

2 再入学に関する事項は、別に定める。

(除 籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教職員会議の議を経て校長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の費用が納付されず、督促しても納付しない者

(4) 長期にわたり所在が把握できず、音信不通の者

第6章 入学金、施設設備費、授業料、実習費、設備維持費及び入学選考料

(授業料等の金額)

第29条 入学金、施設設備費、授業料、実習費、設備維持費及び入学選考料（以下「授業料等」という。）の金額は次のとおりとする。（円）

学 科		入学金	施設 設備費	授業料	実習費	設備 維持費	合 計
幼稚園教諭保育士養成学科	初年度	250,000	180,000	700,000	80,000	40,000	1,250,000
	2年度		180,000	700,000	120,000	40,000	1,040,000

- 2 授業料、実習費、施設設備費及び設備維持費の2分の1を3・9月に分納する。
- 3 入学選考料は20,000円とする。ただし、指定校推薦選抜の場合は10,000円とする。
- 4 証明書等の金額に関する事項は、別に定める。
- 5 留年生の授業料等に関する事項は、別に定める。
- 6 追試験料及び再試験料に関する事項は、別に定める。

(授業料等の減免)

第29条の2 授業料等の減免に関する事項は、別に定める。

(授業料等の納付)

第30条 前条の規定による授業料等は、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 入学金を納めない者は入学許可を取り消すものとする。

(授業料等の返還)

第31条 既納の授業料等は返還しない。ただし、特別の事由のある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

- 2 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学金を除き、施設設備費、授業料、実習費及び設備維持費を返還する。ただし、スカラシップ総合選抜・推薦選抜・指定校推薦選抜合格者は、返還しない。

(休学期又は退学時の授業料等)

第32条 休学期間中は授業料、実習費、施設設備費及び設備維持費を徴収しない。ただし、休学を願い出た日の所属する学期の授業料、実習費、施設設備費及び設備維持費は納付しなければならない。

2 退学しようとする者については、退学しようとする日の所属する学期の授業料、実習費、施設設備費及び設備維持費は納付しなければならない。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第33条 生徒としてその善行が表彰するに価すると認めたときは、教職員会議の議を経て、校長は生徒に対して表彰を行うことがある。

(懲 戒)

第34条 生徒が秩序を乱し、諸規則に違反し、又は生徒の本分にもとる行為があつたときは、教職員会議の議を経て校長が懲戒する。

- 2 懲戒はその輕重によって戒告、停学及び退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は、退学させることができる。
 - (1) 性行不良で改悛の見込みがないと認められた者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、生徒の本分に著しく反した者

第8章 科目等履修生及び特別科目等履修生

(科目等履修生)

第35条 本校において開設する授業科目に関し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申告があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として、当該科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第36条 本校において開設する授業科目に関し、本校の生徒が特別な事情により特定の科目について履修申告を行い、本校の教育に支障がないと校長が認めた場合に限り、当該科目の履修をすることができる。

- 2 特別科目等履修生に関する事項は、別に定める。

付 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成4年2月23日から施行し、平成2年4月1日から適用する。ただし、第7条及び第8条の規定については平成2年度入学生から適用する。

付 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第26条の規定は、平成3年10月1日から適用する。

2 平成3年4月在籍の生徒に対する第7条、第8条及び第26条の規定の適用は、従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度在籍の生徒については、第26条は改正後の規定にかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度在籍の生徒については、第26条は改正後の規定にかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度在籍の生徒については、第26条は改正後の規定にかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度在籍の生徒については、第26条は改正後の規定にかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、在学生については、その者が卒業するまでは、従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、「保育士」の名称は平成11年度卒業の者から適用する。

付 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、在学生については、その者が卒業するまでは、従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学者にかかる教育課程及び履修方法については、改正後の第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、別表(5)の入学選考料は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度在籍の生徒については、第29条の規定は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第29条の2の規定は、平成19年7月1日から適用する。

付 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前の入学者にかかる教育課程、履修方法及び単位の計算については、改正後の第7条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学者にかかる教育課程、履修方法及び単位の計算については、改正後の第7条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成24年10月17日から施行する。

ただし、第7条（教育課程）に定める別表(1)(2)については、平成18年度入学生から適用する。

付 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第19条第6号、第20条第1号、第21条及び第22条の規定は、平成25年10月1日から適用する。

3 第29条第2項の規定は、平成26年2月1日から適用する。

付 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学者にかかる教育課程、履修方法及び単位の計算については、改正後の第7条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第17条の2の規定は、平成26年3月1日から適用する。

付 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者にかかる教育課程については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者にかかる教育課程、履修方法及び単位の計算については、改正後の第7条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

付 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前の入学者にかかる学科名及び入試区分名については、改正後の第4条、第8条、第14条、第14条の2、第15条、第20条、第29条及び第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第4条の規定にかかわらず、令和4年度の総定員は180、総学級数は5とする。

付 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生にかかる教育課程及び単位の計算については、改定後の第7条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

越谷保育専門学校
学則（別表）

別表(1) 幼稚園教諭保育士養成学科

区 分	教 科 目	授業 形態	開設単位数			1年次	2年次
			必修	選択	計		
専 門 教 育 科 目	保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理 子ども家庭福祉 社会福祉 子ども家庭支援論 社会的養護Ⅰ 自立支援とライフデザイン	講義	2	2	2	
	保育の対象の理解に関する科目	子ども家庭支援の心理学 子どもの保健 子どもの食と栄養A 子どもの食と栄養B 教育心理学	講義	2	2	2	
	保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ 社会的養護Ⅱ 子育て支援 子どもの健康と安全 特別支援保育Ⅱ 子どもの発達と造形表現Ⅱ 子どもの発達と造形表現Ⅲ 音楽実技演習 子どもの弾き語り演習Ⅰ 子どもの弾き語り演習Ⅱ 子どもの運動あそび 保育教材(ペーパーサート・パネルシアター) 保育教材(パペット・エプロンシアター) こどもとおもちゃ	演習 講義 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習	1 2 1	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (2)	1 2 2 1	
	保育実習	保育実習ⅠA 保育実習ⅠB 保育実習Ⅱ 保育実習指導ⅠA 保育実習指導ⅠB 保育実習指導Ⅱ	実習	2 2 2 1 1 1	2 2 2 1 1 1	(2) (2) 2 1 1 1	
	小 計			72	11	83	
	合 計			81	17	98	1,095 1,230
卒業に必要な総授業時間数(選択1単位30時間を2年次選択として換算)						1,035	960

(注1) 専門教育科目は必修科目72単位及び選択科目の中から1単位以上履修し、
計73単位以上を履修しなければならない。

卒業に必要な総授業時間数は82単位以上であり、1年間800単位時間以上履修が必要。

(注2) 単位の表記は次のような内容を表す。

1:半期1単位、2:半期2単位

() :指定されたいずれかの学年で履修可

(注3) 履修年次の合計欄に記載する数値は開設時間数を示す。

幼稚園教諭保育士養成学科

区分			教科目	授業形態	開設単位数		1年次	2年次
					必修	選択	計	
専門	教職に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容健康 演習 保育内容人間関係 演習 保育内容環境 演習 保育内容言葉 演習 保育内容表現(音楽) 演習 保育内容表現(造形) 演習	1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	幼児教育の方法及び技術 演習 子ども理解の理論及び方法 演習 教育相談の理論及び方法 演習	1 1 2		1 1 2	
教		教育実践に関する科目	保育・教職実践演習 演習 教育実習指導 演習 教育実習Ⅰ 実習 教育実習Ⅱ 実習	2 1 2 2		2 1 2 2	2 (2) (2) (2)	
育		保育の本質・目的に関する科目	保育原理 講義 子ども家庭福祉 講義 社会福祉 講義 子ども家庭支援論 講義 社会的養護Ⅰ 講義 子ども家庭支援の心理学 講義 子どもの保健 講義 子どもの食と栄養A 演習 子どもの食と栄養B 演習 教育心理学 講義	2 2 2 2 2 2 2 1 1 2		2 2 2 2 2 2 2 1 1 2	2 (2) (2) (2) 2 2 2 1 1 2	
科		保育の対象の理解に関する科目	保育内容総論 演習 乳児保育Ⅰ 講義 乳児保育Ⅱ 演習 社会的養護Ⅱ 演習 子育て支援 演習 子どもの健康と安全 演習 特別支援保育Ⅱ 演習 保育教材研究(絵本・紙芝居) 演習 保育教材研究(ペーパーアート・ハーネルシアター) 演習 保育教材研究(折り紙・指人形) 演習 保育教材研究(ハッピット・エプロンシアター) 演習	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
目	保育実習		保育実習Ⅰ A 実習 保育実習Ⅰ B 実習 保育実習Ⅱ 実習 保育実習指導Ⅰ A 演習 保育実習指導Ⅰ B 演習 保育実習指導Ⅱ 演習	2 2 2 1 1 1		2 2 2 1 1 1	(2) (2) (2) 1 1 1	
		小計			63	4	67	
		合計			81	16	97	1,065 1,230

(注1) 専門教育科目は必修科目72単位及び選択科目の中から1単位以上履修し、
計73単位以上を履修しなければならない。

(注2) 単位の表記は次のような内容を表す。

1:半期1単位、2:半期2単位

() :指定されたいずれかの学年で履修可

(注3) 履修年次の合計欄に記載する数値は開設時間数を示す。